

青森市障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例の特徴

1 相互理解と権利の尊重に関する総合的な条例としていること

自治体によっては、個別の条例を制定している例も見受けられるが、本市では、共生社会の実現に向けて、市民の相互理解と障がいのある人の権利の尊重に関する総合的な条例としている。

第1章 総則

第1条 目的

- ・この条例は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を解消し、及び障がいのある人の権利を尊重するための基本的な事項等を定めることにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが互いを尊重し、支え合い、地域で安心して暮らしながら、生きがいを持って参加できる共生社会の実現を図ることを目的とする。

2 間接的な差別について規定していること

障がいを理由とする差別には、直接的な差別だけではなく、意識していなくても間接的に差別に繋がることがあることを規定している。

第2章 第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止

第6条 差別等の禁止

- ・全ての市民は、障がいのある人に対し、障がいを理由とする差別をすることその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・全ての市民は、障がいを理由とする差別は直接的に行われるだけでなく、間接的に行われることがあることを理解しなければならない。

3 合理的配慮が必要な場面について具体的に規定していること

障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、日常生活や社会生活の上で合理的配慮が必要な場面について、市民に分かりやすく伝えられるよう具体的に規定している。

第2章 第1節 障がいのある人に対する差別等の禁止

第7条 社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮

- ・市は、次に掲げる場合には、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならない。
 - 一 医療、教育又は療育その他の福祉サービスを提供するとき。
 - 二 不特定かつ多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を利用に供するとき。
 - 三 情報を提供及び受領するとき。
 - 四 災害時及び緊急時に援護を行うとき。
 - 五 商品の販売、不動産の取引又はサービス（第一号に規定するサービスを除く。）の提供をするとき。
 - 六 雇用するとき。
 - 七 その他市が事務又は事業を行うに当たり、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮が必要と認められるとき。

4 差別等の事案解決の仕組みについて明確に規定していること

相談から勧告まで、障がいを理由とする差別等の事案解決の仕組みが、市民にわかりやすいよう規定している。また、あっせんの申立てを調査審議する等の役割を持つ青森市障がい者差別解消調整委員会の設置について規定している。

第2章 第2節 障がいを理由とする差別に対する相談体制

第8条 相談

第9条 助言又はあっせんの申立て

第10条 助言又はあっせん

第11条 勧告

第3節 青森市障がい者差別解消調整委員会

第12条 設置等

5 意思疎通に関する取組について重点的に規定していること

相互理解の促進のため、意思疎通は重要であることから、情報の取得や意思疎通支援について、基本理念や市の取組を重点的に規定している。

第1章 総則

第3条 基本理念

- ・誰もが互いに意思を伝え合い理解し合えるよう、障がいのある人が、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されるとともに、情報の取得及び意思疎通のための手段について選択の機会の拡大が図られること。

第3章 第1節 市民の理解促進

第18条 広報その他の啓発活動の推進

- ・市は、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深めるための広報その他の啓発活動を推進するものとする。

第19条 障がいのある人とない人との交流の推進

- ・市は、障がいのある人とない人との相互理解を深めるため、障がいのある人とない人が交流することのできるよう必要な取組を行うものとする。

第3章 第2節 情報の取得及び意思疎通

第23条 意思疎通手段の普及等

- ・市は、点字、平易な表現等の障がいの特性に応じた意思疎通手段の普及を図るものとする。
- ・市は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び普及を図るものとする。

第24条 意思疎通支援者の養成等

- ・市は、点字、手話その他の方法により障がいのある人の情報の取得及び意思疎通を支援する者の養成並びに技術の向上のために必要な取組を行うものとする。